島根県が「まん延防止等重点措置」の適用(1 月 27 日～2 月 20 日)

島根県の対応の概要

1. 対象区域を県内全域
2. 都道府県をまたぐ不要不急の移動は極力控えること
3. 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動を控えること
4. 飲食店等は次のとおり
   (1)島根県新型コロナ認証店以外の飲食店等については、営業時間を午前 5 時から午後 8 時までの範囲内とし、酒類の提供は行わない
   (2)認証店については、次のいずれかを選択して対応
      ① 営業時間を午前 5 時から午後 9 時までの範囲内とし、酒類の提供は可能ただし、酒類の提供は午後 8 時まで
      ② 営業時間を午前 5 時から午後 8 時までの範囲内とし、酒類の提供は行わない
   (3)飲食の際の人数は、同一グループの同一テーブルでの使用を 4 人以下
   時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて合計 2 時間が限度
5. 飲食店等への営業時間の短縮等の要請
   協力店舗には協力した期間に応じ協力金を支給する
   この営業時間短縮については、原則 1 月 27 日から開始して頂く必要があるが、準備期間が必要な場合には、1 月 30 日までに開始する
   なお、ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査による行動規制等の緩和措置は採用しない
6. 営業時間短縮の対象となっていない飲食店等の利用を目的とした鳥取県との往来は控えること
7. 1,000 ㎡を超える集客施設等は、入場者が密集しないよう「入場をする者の整理等」、「入場者のマスク着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場禁止」、「会話等の飛沫による感染防止に効果のある措置」を行うこと
8. 事業者は業種ごとに実施すべき事項を整理した感染拡大予防のためのガイドラインに基づく感染防止対策を徹底する
   利用者は引き続き「マスクの着用」、「三つの密の回避」、「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策に取り組む
   併せて、感染の早期発見が大事であるので、風邪症状等がみられる場合には、県の「健康相談コールセンター」にご相談ください
9. 県外から集客が見込まれる県立施設を休館する（1 月 27 日から 2 月 20 日まで）
   (1)しまね海洋館アクアス
   (2)島根県立三瓶自然館サヒメル、三瓶小豆原埋没林公園及び島根県立石見美術館
   (3)島根県立宍道湖自然館ゴビウス
   (4)古代出雲歴史博物館

10. 「再発見!あなたのしまねキャンペーン」及び県外からの観光誘客等の観光キャンペーンは、県民の県内利用を含む、すべての新規予約の受付及び既存予約分について、2 月 20 日までの間、一時停止する

11. 「Go To Eat キャンペーン」は飲食店等に対する営業時間短縮の要請の時間帯の範囲内での利用できる

利用期間は 3 月 25 日まで延長

販売期間は変更なし(令和 4 年 1 月 31 日まで)

12. 県立学校の部活動について

(1)通常の部活は実施可とする

ただし、出校停止となっている対象生徒の部活動は禁止

(2)活動時間は、平日 90 分以内、土日祝日 120 分以内とする

(3)週当たり 2 日以上の休養日を設ける

(平日 1 日以上、かつ土日祝日 1 日以上)

(4)県内外問わず、練習試合・合同練習等、他校と交流する活動は禁止する

ただし、平時から合同部活動を実施している場合は除く

(5)大会参加は公式大会等のみ可とするが、県外大会参加にあたり、県立学校運営ガイドライン等に沿って学校として責任を持って参加の可否を十分に検討すること

(6)ただし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、出校停止の該当校の部活動は 1 月 31 日まで禁止